

介護保険制度下の福祉用具購入について

1. 福祉用具購入の給付

まず、必ず居宅介護支援事業所に所属するケアマネジャー又は市の委託機関であります地域包括支援センターに事前相談を行なって下さい。給付基準額の上限は、1人につき、10万円（保険給付額は9万円）ですが、この上限を超えるものは、全額自己負担となります。なお、保険給付の対象となる福祉用具の品目は、以下のとおりです。

腰掛便座	和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの。 洋式便器の上に置いて高さを補うもの。 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの。 便座、バケツ等からなり移動可能である便器（居室内において利用可能であるものに限り）。
特殊尿器	尿又は便が自動的に吸引されるもので居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの。
入浴補助用具	入浴用いす 座面の高さが概ね35cm以上のもの又はリクライニング機能を有するものに限り。 浴槽用手すり 浴槽の縁を挟み込んで固定することができるものに限り。 浴槽内いす 浴槽内に置いて利用することができるものに限り。 入浴台 浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にすることができるのに限り。 浴室用すのこ 浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるものに限り。 浴槽内すのこ 浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うものに限り。 入浴用介助ベルト 身体に直接巻きつけて使用するもので浴槽への出入り等を容易に介助することができるものに限り。
簡易浴槽	空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないもの。 硬質の材料であっても使用しないときに立て掛けること等により収納できるものを含むものであり、また、居室において必要であれば入浴が可能なものに限り。
移動用リフトのつり具の部分（以外は貸与）	身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なものであること。

介護保険制度下の福祉用具購入について

2. 申請から支給までの流れ

償還払いの場合

償還払いとは、改修費用の全額を一旦、お支払いいただき、その後の申請により9割分を利用者へ還付するもの

要介護（要支援）認定を受けている被保険者は担当のケアマネジャー等に相談します。
ケアマネジャー等が自宅を訪問し、福祉用具が必要であるかを判断します。
必要があると判断できた場合、被保険者と共に販売業者を選定し相談します。
具体的な品目内容や支払方法を販売業者・ケアマネジャー等と相談します。
申請に係る書類をケアマネジャー等が作成し、市に対して下記の書類を添えて事前申請します。
申請書「償還払い用」、意見書、被保険者証（写）、見積書
被保険者へ購入前の電話確認を行います。また、疑義が生じる場合には訪問調査を行います。
審査後に被保険者へ「承認通知書」・「請求書」を送付し、ケアマネジャー等へは電話連絡を行います。
福祉用具を購入後、販売業者は全額を受領します。
市に対して下記の書類を添えて事後申請をします。
領収書、販売証明書
被保険者へ購入後の電話確認を行います。また疑義が生じる場合には訪問調査を行います。審査後に被保険者へ「決定通知書」を送付します。
「請求書」に必要事項を記載の上、市へ提出します。
被保険者へ9割分の振込みを行います。

注意事項

- ・ 申請する福祉用具が介護保険対象のものか、また購入先が特定福祉用具店として指定を受けている販売店で購入した場合、申請できます。
- ・ お一人につき、4月から翌年の3月までの1年間で、購入費10万円までのうち9割が支給されます。（購入費の累計が10万円に達するまで購入の度に申請できます）。
- ・ 4月から翌年の3月までの1年間で、同一種類の用具を購入した場合は原則、支給対象となりません。（破損した場合、介護の必要の程度が著しく高くなった場合等は除く）。
- ・ スノコがオーダーメイドの場合、パンフレット、実物の写真、図面、が必要となります。

介護保険制度下の福祉用具購入について

受領委任払いの場合

受領委任払いとは改修費用の一部（1割分）のお支払いいただき、その後の申請により9割分を施工業者へ還付するもの

ただし、この場合、事前に施工業者から受領委任払いによる方法の承諾を得なければなりません。

要介護（要支援）認定を受けている被保険者は担当のケアマネジャー等に相談します。

ケアマネジャー等が自宅を訪問し、福祉用具が必要であるかを判断します。

必要があると判断できた場合、被保険者と共に販売業者を選定し相談します。

具体的な品目内容や支払方法を販売業者・ケアマネジャー等と相談をします。

申請に係る書類をケアマネジャー等が作成し、市に対して下記の書類を添えて事前申請します。

申請書「受領委任払い用」、意見書、被保険者証（写）、見積書

被保険者へ購入前の電話確認を行います。また、疑義が生じる場合には訪問調査を行います。

審査後に被保険者及び販売業者へ「承認通知書」・「請求書」を送付し、ケアマネジャー等へは電話連絡を行います。

福祉用具を購入後、販売業者は1割負担分（超過分（自己負担分）がある場合はその額も含む）を受領します。

市に対して下記の書類を添えて事後申請をします。

領収書、販売証明書

被保険者へ購入後の電話確認を行います。また疑義が生じる場合には訪問調査を行う。審査後に被保険者及び販売業者へ「決定通知書」を送付します。

「請求書」に必要事項を記載の上、市へ提出します。

販売業者へ9割分の振込みを行います。

注意事項

- ・申請する福祉用具が介護保険対象のものか、また購入先が特定福祉用具店として指定を受けている販売店で購入した場合、申請できます。
- ・お一人につき、4月から翌年の3月までの1年間で、購入費10万円までのうち9割が支給されます。（購入費の累計が10万円に達するまで購入の度に申請できます）
- ・4月から翌年の3月までの1年間で、同一種類の用具を購入した場合は原則、支給対象となりません。（破損した場合、介護の必要の程度が著しく高くなった場合等は除く）
- ・スノコがオーダーメイドの場合、パンフレット、実物の写真、図面、が必要となります。

問い合わせ先

東村山市

健康福祉部 高齢介護課 サービス係

TEL 042-393-5111（代）

FAX 042-395-2131